「監査上の主要な検討事項」と企業情報開示

関西学院大学教授 林 隆敏

1. はじめに

2018年7月の監査基準改訂により、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」(以下、便宜上「KAM」という。)の記載を求める規定が導入された。日本公認会計士協会は、ウェブサイトに「監査報告に関する動向~監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters)~」と題するページを設けたり、監査基準の改訂に対応する監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」等の公開草案を公表するなど、2020年3月決算からの早期適用に向けた準備を進めている。

そこで本稿では、KAM記載の環境整備という観点から、イギリスの制度を参考にして、わが国へのKAM導入における課題の1つとして、企業情報開示の充実を考えたい。その理由は、KAMの議論を先導してきた欧州では、非財務情報を含めた企業情報開示の充実や監査委員会との連携が図られており、KAMの記載はそのような情報開示や連携が前提となっているように思われるからである。

2. KAMの意義と効果

企業会計審議会『監査基準の改訂に関する意見書』(平成30年7月5日)によれば、KAMとは、監査人が当年度の財務諸表の 監査において特に重要であると判断した事項であり、その記載 により見込まれる効果としては、以下の3点が指摘されている。

- 「・財務諸表利用者に対して監査のプロセスに関する情報が、 監査の品質を評価する新たな検討材料として提供される ことで、監査の信頼性向上に資すること。
 - 財務諸表利用者の監査や財務諸表に対する理解が深まる とともに、経営者との対話が促進されること。
 - 監査人と監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会 (以下「監査役等」という。)の間のコミュニケーションや、 監査人と経営者の間の議論を更に充実させることを通じ、 コーポレート・ガバナンスの強化や、監査の過程で識別し た様々なリスクに関する認識が共有されることによる効果

的な監査の実施につながること。」

国際監査基準701 (IAASB, 2015) における重要な監査事項 (Key Audit Maters) は、投資者の意思決定への役立ちを念頭 に置いた情報提供の色合いが強いのに対して、わが国のKAM については、そのほかに監査品質の評価やガバナンス強化への 役立ちなども強調されている点が特徴である。

これは、KAMの導入議論が「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言(金融庁、2016)を受ける形で進められたことによる。同提言では、実施した監査に関する情報の記載は、監査品質を測定する指標の策定や監査法人等のガバナンス情報(監査人に関する情報)の開示とともに、いわゆる会計監査の透明性を向上させるための方策として位置づけられた。同提言では、会計監査の透明性の向上→株主による監査人の適正な評価→評価に基づく監査の依頼や監査報酬の増加→より高品質な監査を提供するインセンティブの強化という「市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていく好循環」の確立が謳われている。

3. 好循環の確立に向けた課題

KAMの記載が、財務諸表利用者の意思決定を、どのように、 そしてどの程度改善するかは現時点では定かではないが、まず は、監査人が制度導入の趣旨を汲み、監査に関する情報を積極 的に記載することが望まれる。ただし、上述のような好循環を 確立するためには、他の関係者の努力と連携も必要となる。

例えば、監査役等は、監査人とのコミュニケーションをより充実させることにより、自らの監査や財務諸表監査の質の向上を図ることや、提供された財務諸表監査の質を適確に評価し、監査人の選解任や監査報酬に反映することが期待される。また、どのようなKAMの記載が財務諸表利用者にとって有用であるかは明らかではないことから、KAMのよりよい実務慣行を確立するためには、とくに、投資者からのKAMの記載実務に関するフィードバックが非常に重要であろう。さらに、KAMは監査情報であるが、その記載には企業による情報開示が大きく影響することから1、経営者の情報開示に対する積極的な姿勢も望まれるところである。

監査報告書の透明化について

このように、KAMの導入が実りあるものとなるためにはいく つもの課題があるが、以下では、イギリスの上場企業に対する開 示規制と開示実態を参考にして、企業による情報開示の充実を 考えたい。イギリスは、今般の監査報告書改革の議論と実務を 先導してきた国の1つである。また、わが国では近年、投資者の 保護や企業の持続的成長促進を目的として、スチュワードシッ プ・コードやコーポレートガバナンス・コードが相次いで公表さ れていることから、スチュワードシップやガバナンスと監査報 告書改革を関連づけたイギリスの経験は、わが国の監査報告書 改革にとって大いに示唆に富むものであると考える。

4. イギリスの上場企業の年次報告書

イギリスの上場企業の情報開示は、金融行為監督機構 (Financial Conduct Authority) のハンドブック²に含 まれる上場規則(Listing Rules) および開示・透明性規則 (Disclosure and Transparency Rules) によって規制さ れており、年次継続開示書類には、監査済み財務諸表、戦略 報告書、取締役報告書、責任確認書、およびコーポレート・ガ バナンス・ステートメントが含まれる。また、2006年会社法 (Companies Act 2006) により、取締役報酬報告書の開示も 求められている(第471条第3項)。

FTSE100株価指数に含まれるRolls-Royce Holdings社³ の2017年度年次報告書 (Rolls-Royce Holdings, 2017)の 構成は、図表1のとおりである。

図表1 Rolls-Royce Holdings社の年次報告書の構成

グループの概況、取締役会会長によるステートメント、CEOに よる総括、市場を形成するトレンド、ビジョンと戦略、ビジネス・ モデル、主要業績評価指標、財務の概況、事業の概況、テクノロ ジー、持続可能性、追加的な財務の概況、国際財務報告基準第 15号、2018年度の見通し、主要なリスク、事業の継続性

取締役報告書

取締役会会長による序文、各種委員会報告書(指名・ガバナン ス委員会、報酬委員会、監査委員会、安全·倫理委員会、科学·技 術委員会の報告書)、取締役の責任に関するステートメント、そ の他の法定開示情報

財務諸表

その他の情報

監査報告書、株主情報など

わが国企業の場合、いくつかの報告書に分かれて開示されて いることがあるが、有価証券報告書記載内容と比較すると、戦 略、ビジネス・モデル、ESG情報などの記載に違いがみられる。

5. 監查委会報告書

イギリスのコーポレートガバナンス・コード (FRC, 2018) に よれば、会社は、年次報告書に監査委員会の活動に関する説明 を含めなければならず、そこには、監査委員会が財務諸表に関 して検討した重大な問題、およびそれらの問題にどのように対 処したかを記載しなければならない(para. 26)。また、「監査 委員会に関する指針」(FRC, 2016)には、監査委員会の報告区 分に記載すべき事項に関する指針が示されており、「監査委員 会が検討した重大な問題」には「監査人から監査委員会に伝え られた事項を考慮して、財務諸表に関する問題とそれらの対処 方法」が含まれている(para.81)。

Rolls-Royce Holdings社の年次報告書に含まれている監 査委員会報告書の構成を図表2に示す。

図表2 監査委員会報告書の構成

委員会の運営

主たる責任

2017年度の監査委員会の焦点

事業活動または職能ごとの監査委員会

財務報告

財務諸表に関する2017年度の監査委員会の焦点

リスクおよび統制環境

主要なリスク

内部監査

外部監査

また、監査委員会報告書の「財務諸表に関する2017年度の監 査委員会の焦点」には、2017年度の連結財務諸表の監査におい て検討した重要な問題点(図表3)が、考慮した事項およびその 結果とともに示されている。

図表3 財務諸表に関する2017年度の監査委員会の焦点

- a. 開発費の会計処理
- b.民間航空宇宙事業におけるプログラム資産の帳簿価額の減損
- c. 長期契約の会計処理に用いられる判断および見積りの妥当 性の決定
- d.リストラクチャリング・コストの分類
- e. ジョイント・ベンチャーへのエンジンの販売
- f. 船舶事業におけるのれんの減損の兆候
- g. 繰延税金資産および法人税
- h.ITPエアロ社の取得
- i. IFRS 第9号の適用
- j. IFRS第15号の適用

6. 監査報告書に記載されたKAM

Rolls-Royce Holdings社の連結財務諸表に対する監査報 告書(監査人はKPMG LLP)には、9個のKAM(見出し)が記 載されている(図表4)。

図表4 監査報告書に記載されたKAM

- ①収益、利益、および資金目標を達成するための経営陣に対す る圧力とインセンティブ(参照先:事業の概況、監査委員会報 告書)
- ②民間航空宇宙事業における収益と利益の会計基準(参照先: 財務諸表注記、監査委員会報告書(上記c.))
- ③民間航空宇宙事業の収益と利益の測定(参照先:財務諸表注 記、監査委員会報告書(上記c.))
- ④民間航空宇宙事業における無形資産の回収可能性(参照先: 財務諸表注記、監査委員会報告書(上記b.))
- ⑤海外市場における贈収賄および腐敗の疑いと関連した訴追 延期合意(参照先:安全·倫理委員会報告書)
- ⑥ [基礎利益] の表示 (参照先: なし)
- ⑦頻度や金額が不均一な品目の収益動向への影響の開示(参照 先:なし)
- ⑧子会社の支配持分の取得に起因する利益(参照先:監査委員 会報告書(上記h.)、財務諸表注記)
- ⑨IFRS第15号適用による影響の開示(参照先:監査委員会報告 書(上記j.)、財務諸表注記)

ここでは、かっこ書きの「参照先」に注目してほしい。KAMは 財務諸表監査のプロセスや監査人が留意した事項などを明示 するものであるが、その参照先は財務諸表注記にとどまらず、 戦略報告書の「事業の概況」や取締役報告書の「監査委員会報 告書」および「安全・倫理委員会報告書」にも及んでいる(ただし、 記載内容が完全に紐付けられているわけではない)。

なお、監査人は、年次報告書における監査委員会の活動に関 する記述において監査人が監査委員会に伝えた事項が適切に 扱われていない場合、その旨を監査報告書において報告するこ とが求められている。

7. 結び

紙幅の関係上、概略にとどまるが、イギリスの制度と事例の 紹介によって筆者が主張したいことは、KAM導入の趣旨を実 現するためには、たんにKAMの規定を導入するだけでは不十 分であるということである。明確な根拠を示すことはできない が、おそらくは歴史的あるいは文化的な背景事情のもと、わが 国では、法令・規則等に明確に定められている最低限度の開示

で十分であるという消極的な姿勢が根強いと感じている。しか し、KAMの記載は、より積極的な情報開示姿勢や開示制度を前 提としたものであると考えられる。また、KAMは、財務情報だ けでなく記述情報(非財務情報)にも関連づけられる。企業情 報開示やKAMの利用に関する関係者の意識・姿勢の変化や、 関係者間のコミュニケーションの充実といった努力はもとより 重要であるが、一定の制度的手当てが望まれるところである。

折しも、2018年6月には、金融庁金融審議会のディスクロー ジャーワーキング・グループ報告書「資本市場における好循環 の実現に向けて」(金融庁、2018a)が公表され、これを受けて 同年12月には、同庁より「記述情報の開示に関する原則(案)」 (金融庁、2018b)が公表された。これらの公表はKAMの導入 に足並みを揃えたものではないと思われるが、それだけ企業内 容開示制度の充実に向けた気運が高まっていると理解される。 好循環の確立を期待したい。

【参考文献】

Financial Reporting Council (FRC) (2016), Guidance on Audit Committees, FRC.

— (2018) The UK Corporate Governance Code, FRC.

International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) (2015) International Standard on Auditing 701, Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report, IFAC.

Rolls-Royce Holdings plc (2017) Annual Report 2017.

- 金融庁(2016) 『「会計監査の在り方に関する懇談会」提言一会計監査の 信頼性確保のために一』金融庁。
- (2018a)金融審議会『ディスクロージャーワーキング・グループ報告 資本市場における好循環の実現に向けてー』金融庁
- (2018b) 『記述情報の開示に関する原則(案)』 金融庁

日本公認会計士協会(2017) 『監査報告書の透明化 KAM試行の取りま とめ』、企業会計審議会第39回監査部会(2017年11月17日開催)、資料1

〈注〉

- 1 例えば、日本公認会計士協会(2017)を参照されたい。
- 2 FCAハンドブックは、以下のウェブサイトで確認できる。 https://www.handbook.fca.org.uk/handbook
- 3 同社の財務諸表に対する監査報告書は、投資協会およびその前身であ る投資管理協会が主催する「監査報告大賞」において、2014年と2015 年に優れた監査報告書として表彰された。

*必須研修科目「監査の品質及び 不正リスク対応」研修教材

> 教材コード J 0 3 0 4 4 7



研修コード 3 1 0 7 履修単位 1単位